

令和6年12月11日

令和6年第4回
宮代町議会定例会議案書

〔議員議案〕

議案番号	件名	頁
議員議案第2号	宮代町議会ハラスメント根絶条例について	1
議員議案第3号	宮代町議会改革特別委員会の設置について	5

字

議員議案第2号

富代町議会ハラスメント根絶条例について

地方自治法第112条の規定により、富代町議会ハラスメント根絶条例を別紙のとおり提出する。

令和6年12月11日提出

提出者 富代町議會議員

賛成者 //

合川泰治
佐藤将弘
丸輝洋一
丸山妙子
福澤和美
野原洋子
金子正志
小島あけみ
泉伸一郎
金木次男
塙村香織
上瀬保美
川野武志

提 案 理 由

議員による職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止するための措置を講じることにより、議会からハラスメントを根絶し、全ての職員及び議員が個人として人格及び尊厳を尊重される良好な職務及び職場環境の確立を図り、もってより一層町民に信頼される議会を実現すること目的として条例を制定したいので、地方自治法第112条の規定により、富代町議会ハラスメント条例を提出するものです。

宮代町議会ハラスメント根絶条例を次のように定める。

宮代町議会ハラスメント根絶条例

町民から負託を受けた町議会議員は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨である公共の福祉の増進を体現するとともに、住民全体の奉仕者として、住民福祉の向上に努めなければならない。

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題である。特に議員による町職員へのハラスメントは、町民の代表である議員と町民への奉仕者である町職員という立場から、顕在化しにくい上に、不当に町職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらす。ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、町民サービスを低下させ、並びに宮代町議会に対する社会的信用の失墜につながることとなり、町全体が受ける損害は計り知れない。

よって、宮代町議会は、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、町民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員による職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止するための措置を講じることにより、議会からハラスメントを根絶し、全ての職員及び議員が個人として人格及び尊厳を尊重される良好な職務及び職場環境の確立を図り、もって、より一層町民に信頼される議会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める行為を総称したものをいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、相手方の人格又は尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為
- (2) モラル・ハラスメント 道徳や倫理から外れた言動や態度により、相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、相手方の人格又は尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為
- (3) セクシャル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により、相手方に対して精神的な苦痛を与え、相手方の人格又は尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為
- (4) マタニティ・ハラスメント 次に掲げる事項に関する言動により、相手方に対して精神的な苦痛を与え、相手方の人格又は尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為
 - ア 妊娠に関すること。
 - イ 出産に関すること。
 - ウ 妊娠又は出産に起因する症状により、勤務することができないこと若しく

は、できなかつたこと又は能率が低下したこと。

エ 不妊治療を受けること。

オ 妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用に関すること。

- (5) ソーシャルメディア・ハラスメント SNSやインターネットなどの投稿や書き込みにより、相手方に対して精神的な苦痛を与え、相手方の人格又は尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為
- (6) その他のあらゆるハラスメント 前各号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により、相手方の人権を侵害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する全ての職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）又は町から事業委託を受けている団体の職員をいう。

（議長の責務）

第3条 議長は、ハラスメントの根絶及び防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに関する相談又は申出を受けたときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（議員の責務）

第4条 議員は、いかなる場合も職員及び議員に対してハラスメントに該当する行為をしてはならない。

2 議員は、町民の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させ、勤務能率の発揮を妨げるものであることを認識し、ハラスメントの根絶及び防止に努めなければならない。

3 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し、厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を書面にて報告しなければならない。

（調査及び研修等）

第5条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るために、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

（事実関係の把握等）

第6条 議長は、職員若しくは町長等（町長その他の執行機関の長をいう。）又は議員からハラスメントに関する相談又は申出があったときは、必要に応じてその事実関係を把握するため、速やかに関係者からの聴き取り等の確認を行わなければ

ならない。

(第三者委員会の設置)

第7条 議長は、前条の規定による確認の結果、議員によるハラスメント行為があったと認められる場合は、公平な処理に当たるため、必要に応じて第三者委員会を設置し、諮問するものとする。

2 第三者委員会の組織及び運営に関する事項は、議長が別に定める。

(ハラスメントに対する措置)

第8条 議長は、第三者委員会の意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表等の必要な措置を講じなければならない。

(被害者等のプライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントに係る当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長の職務代行)

第10条 議長が第6条に規定する確認の対象となつたときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となつたときは議会運営委員会の委員長がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(継続的な検討)

第11条 議会は、この条例の定める事項について検討する必要があると認めるとときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

字

議員議案第3号

宮代町議会改革特別委員会の設置について

宮代町議会規則第14条の規定により、宮代町議会改革特別委員会の設置についてを別紙のとおり提出する。

令和6年12月11日提出

提出者 宮代町議會議員

川野武志

賛成者

野原洋子

賛成者

福澤和美

賛成者

合川泰治

賛成者

塙村香織

賛成者

小島あけみ

賛成者

金子正志

提案理由

議会力の向上を目指しつつ、町民の身近な政治の舞台である町議会に関心を持っていただくとともに、町民の皆さんと一緒にまちづくりに参加できる議会の取組みを推進していくため、議会改革をより具体的に検討し実現させるため、宮代町議会改革特別委員会を設置しようとするものである。

宮代町議会改革特別委員会の設置について

次のとおり、宮代町議会改革特別委員会を設置するものとする。

1 名 称 宮代町議会改革特別委員会

2 設置の根拠 宮代町議会委員会条例第5条

3 目 的 議会改革の推進
(町民に開かれた議会、議会の自主的な改革など)

4 委員の定数 7人

5 期 間 本委員会は、令和8年2月末をもって終了するものとし、議会閉会中もなお開催するものとする。